

第3号議案

京都地方税機構議会の議決に付すべき契約等に関する条例制定の件

京都地方税機構議会の議決に付すべき契約等に関する条例を次のように定める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

京都地方税機構議会の議決に付すべき契約等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第292条において準用する法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得及び処分は、不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いで、その予定価格が1件7,000万円以上のものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。